

第3次船橋市障害者施策に関する計画策定委員会（第5回）議事録

日時 平成26年8月7日（木） 午後1時半～4時15分

場所 船橋市役所9階 第1会議室

出席者 24名（欠席6名）

傍聴者 0名（定員5名）

議事

- 議事1 「各論 第6章 安全・安心」修正案について
- 議事2 「推進体制」修正案について
- 議事3 「各論 第2章 保健・医療」修正案について
- 議事4 「各論 第3章 教育、文化芸術活動・スポーツ、国際交流等」
修正案について
- 議事5 「各論 第5章 生活環境」について
- 議事6 「各論 第7章 差別の解消及び権利擁護の推進」について

議事概要

1 開会

○事務局（障害福祉課 渋谷）

事務局です。定刻となりましたので、ただいまから「第5回第3次船橋市障害者施策に関する計画策定委員会」を開催いたします。初めに、7月1日の人事異動により新たに健康福祉局長が就任いたしましたので、御紹介させていただきます。健康福祉局長の山口高志でございます。

○健康福祉局長

皆様、こんにちは。7月1日付けで健康福祉局長を拝命いたしました、山口と申します。今回、初めてこの会議に参加させていただくこととなりますけれども、もう既に第5回目ということで、議論もかなり進んでいると聞いております。先日、担当課から説明を聞いたときにも、皆様には円滑な会の運営と一緒に御協力をいただいていると聞いて、非常に安心しております。本日から私も参加させていただきますけれども、今後とも変わらず円

滑な運営と活発な御議論に御協力いただければと考えております。どうぞ、よろしく願いいたします。

○事務局（障害福祉課 渋谷）

はい、ありがとうございました。それでは、本日の資料の確認に入らせていただきます。本日の配布資料につきましては、お手元で確認をお願いいたします。資料1「第5回第3次船橋市障害者施策に関する計画策定委員会の議事について」、資料2「各論 第6章 安全・安心」、資料3「推進体制」、資料4「各論 第2章 保健・医療」、資料5「各論 第3章 教育、文化芸術活動・スポーツ、国際交流等」、資料6「各論 第5章 生活環境」、資料7「各論 第5章 生活環境（第2次計画進捗状況）」、資料8「各論 第7章 差別の解消及び権利擁護の推進」、資料9「各論 第7章 差別の解消及び権利擁護の推進（第2次計画進捗状況）」、資料10「好村委員要求資料」、その他、「本日の次第」、「座席表」等を配布させていただいております。以上が配布資料となりますが、不足資料等がありましたら事務局へお申し出ください。よろしいでしょうか。なお、資料10につきましては好村委員からの要求資料となっております。こちらの資料につきましては、本日の議事には使用いたしませんので、先に資料についての説明をさせていただきます。

○事務局（障害福祉課 玉川）

事務局の玉川です。以前の会議において好村委員からの御要望いただきました資料についての御説明をさせていただきます。まず、資料10-1をごらんください。資料10-1は、「障害者の生活の実態」とタイトルをつけさせていただいております。内容としましては、手帳所持者や医療制度の利用者が、どれほど障害福祉サービスや障害者支援を利用しているかなどの表となっております。表の基準点につきましては、原則として平成26年3月末や3月中の数字となっております。なお、作成については、二つのデータの登録されている氏名から、生年月日、郵便番号などを照合させて表を作成しており、二つのデータの登録が少しでもずれば照合していないという結果になりますので、あくまでも傾向を見るための表という理解をしていただきたいと思います。また、身体障害者手帳や療育手帳を両方持っている方などは、それぞれの欄で一つずつ計上されており、合計については、それぞれの表を単純に合計した数となっております。

続きまして、資料10-2をごらんください。資料10-2につきましては、それぞれの手帳所持者などの年齢別所持者数などを示している表となっております。この表につきましても、手帳などを複数所持している方はそれぞれの欄で計上されており、合計については単純合計した数となっております。

続きまして、資料10-3をごらんください。資料10-3につきましては、資料10-1の補足資料として事務局が作成させていただきました資料です。このサービスの内容につきましては、資料10-1の基準が原則的に平成26年3月ということから、平成2

5年度時点のサービスの内容を掲載させていただいております。

好村委員から要求の資料の説明につきましては以上です。

○事務局（障害福祉課 渋谷）

事務局です。続きまして、発言に当たってのお願いがございます。マイクは、発言の際はスイッチを入れ、終わりましたらまた再度スイッチをお切りください。スイッチが入っている間は、マイクのところが赤く光っております。切りますと赤い光が消えます。また、発言の際には、お名前を最初におっしゃっていただくようお願い申し上げます。

本日の会議につきましては、船橋市情報公開条例第25条に基づき公開となり、会議の傍聴のほか、会議録及び委員の氏名を公表することになっております。次回以降、個人情報などの不開示情報を含む議事の場合は非公開となりますので、よろしく願いいたします。

また、本日の会議につきましては4時までを予定しております。会議が始まりましてから1時間ほどたったところで、10分ほど休憩を入れる予定をしております。それでは、このあとの議事進行を、中坪晃一委員長をお願いいたします。

○中坪委員長

委員長の中坪でございます。暑い中ご苦労さまでございます。4時までということですので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、ただいまから「第5回第3次船橋市障害者施策に関する計画策定委員会」の議事に入らせていただきます。本日は30人の委員の方々の中で、現在22名の委員の方の御出席をいただいております。したがって第3次船橋市障害者施策に関する計画策定委員会設置要項第5条第2項の規定により、過半数以上の出席となり、委員会が成立しております。傍聴者につきましては、いかがでしょうか。

○事務局（障害福祉課 渋谷）

はい、事務局です。本日の傍聴の希望はございません。

○中坪委員長

中坪です。それでは、本日の議事事項に入りたいと思います。議事の1、「各論 第6章 安全・安心」の修正案について、事務局より説明をお願いいたします。

2 議事

議事 1

「各論 第6章 安全・安心」修正案について

○事務局（障害福祉課 玉川）

事務局の玉川です。よろしくお願いいたします。前回同様、具体的な計画案の議事に入る前に、まず計画の構成のうち、計画案のどの部分について本日議事を行うかについて、御説明させていただきます。

資料1「第5回第3次船橋市障害者施策に関する計画策定委員会の議事について」をごらんください。本日は四角の枠で囲まれている内容について、議論を行ってまいりたいと思います。議事1から議事4にて、前回までの委員会での意見を踏まえた案を示させていただきます。議事5「生活環境」、議事6の「差別の解消及び権利擁護の推進について」は今回初めて示させていただきます、皆様からの御意見を伺わせていただきたいと思います。

なお、議事6の「差別の解消及び権利擁護の推進」につきましては、前回までは「差別の解消及び権利擁護の推進、行政サービス等における配慮」とさせていただいたところを、「差別の解消及び権利擁護の推進」とさせていただいております。その詳しい説明につきましては、議事6の際に説明させていただきますと思います。

それでは議事1、「各論 第6章 安全・安心」修正案について説明させていただきますと思います。それでは資料2「各論 第6章 安全・安心」をごらんください。前回からの修正箇所については、削除部分を取り消し線、追加した部分を着色という形で示させていただいております。第6章の修正内容といたしましては、文言修正という形で、内容についての大幅な変更はありません。会議内での皆様からの御意見に対して、庁内で確認させていただきましたことについて回答させていただきますと思います。

課題（1）「防災対策の推進」の議論の際に、避難所のトイレについて、「洋式トイレはないのではないか」という御意見をいただきました。項目としましては、資料2、2ページの項目3「避難所の整備」の内容に関連しての御意見だと思います。避難所におけるトイレの状況について確認したところ、小・中・高等学校の宿泊可能な避難所においては、車いすで使用できる仮設トイレや、洋式の簡易トイレも備設しているとのことでした。また、小・中学校における洋式トイレの設置状況につきましては、現在約3割ほどで、トイレの改修工事の際には洋式トイレの設置も行っているということでした。

続きまして、3ページをごらんください。3ページの項目8「地域防災体制の整備」に関連しての御意見で、災害時にも自宅での支援を受けられるように、また障害特性に応じた支援を受けられるようにしてほしいという御意見・御要望をいただきました。このことにつきましても、担当課に伝えさせていただきましたところ、大規模地震などが発生した

際にも、家屋に被害がなければ、基本的には避難所に避難する必要はないとのことでした。また、災害時に迅速に支援が受けられる環境づくりとして、隣、近所など身近な人たちとのコミュニケーションづくりが大切だということでした。また、障害特性に応じた支援を行うためにも情報伝達手段についての体制整備を図っていききたいとのことでした。

続きまして、課題（3）「消費者トラブルの防止及び被害からの救済」についての御意見について、御回答をさせていただきます。

4ページをお開きください。課題（3）「消費者トラブルの防止及び被害からの救済」の項目1、「消費者トラブルに関する情報提供について」のところで、「情報提供先として、スーパーマーケットや商店なども具体的に入れてみたらどうか」という御意見をいただきました。このことについて、庁内において検討させていただきましたが、計画の形式上、スーパーマーケットや商店を計画に明記するという事は、この項目上バランスを欠くこと、また御意見の内容といたしましては、消費者問題というよりは、どちらかという差別的解消についての観点、御意見だと思われますので、そちらの意見につきましても、修正なしとさせていただきますと思います。

議事1につきましては、以上でございます。

○中坪委員長

委員長です。ただいまの事務局の説明につきまして、何か御意見、御質問等あればお出しいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。うなずいておられる方が多いかと思えますので、お認めいただいたということにして、次の議事に移りたいと思います。

次は議事の2「推進体制」の修正案についてです。事務局より御説明をお願いいたします。

議事2

「推進体制」修正案について

○事務局（障害福祉課 玉川）

事務局の玉川です。それでは議事2、「推進体制」の修正案についての御説明をさせていただきます。

それでは資料3「推進体制」をごらんいただきたいと思います。こちらにつきましても前回からの修正箇所について、削除部分については取り消し線、追加した部分については着色するという形で示させていただいております。「推進体制」の修正内容といたしましても、内容についての大幅な修正はありませんが、案提出時点との状況の変化による計画案の修正をさせていただいている箇所もあります。

4ページをお開きください。項目5「学校教育における福祉教育の推進」の施策の方向性につきましては、船橋市内の学校において、平成27年度から福祉教育推進校の指定が

船橋市内の学校においてはなされない予定から、計画案について修正をさせていただいております。また、この項目の「現状」についても、「現状として特別支援学校だけではなく、特別支援学級と通常の学級の交流を行っている」ということを示させていただくためにも修正をさせていただいております。

続きまして、こちらの「推進体制」で委員の皆様からいただいた御意見としまして、3ページをお開きください。こちらの項目1「交流保育の推進」の中で、交流保育推進ということで、保育園児の受け入れについての拡大をしてほしいという御意見、御要望をいただきました。このことにつきまして、療育支援課から回答をさせていただきたいと思いません。

○事務局（療育支援課 染井）

療育支援課です。交流保育についてですが、現在、療育施設の利用者から交流保育の申し込みがあった場合には、療育支援課を通して保育課へ依頼をしております。今年度の療育支援課では、療育施設の交流保育希望者は全員受け入れ可能となっております、引き続きこちらに記載されているとおり行ってまいりたいと思います。また、保育園で発達障害児等の受け入れも行っておりますことから、こちらは記載どおりという形でお願いしたいと思いません。

○事務局（障害福祉課 玉川）

議事2、「推進体制」の修正案についての事務局の説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○中坪委員長

委員長です。議事2、「推進体制」の修正案について御説明をいただきました。このことについて御意見、御質問等があればお出しいただきたいと思いません。

○山田委員

山田です。今の交流保育の御説明、療育支援課から大変うれしく伺いました。ありがとうございます。以上です。

○中坪委員長

委員長です。賛成ということでいかがでしょうか。どうぞ。

○宮代委員

宮代です。4ページ、課題（3）の「ボランティア活動の促進」ということで、ちょっとお耳を拝借したいと思います。実は今、地域福祉課が主管となりまして、地域福祉計画

も作成されております。その中で、つい先日も大きな議論があったのですが、ボランティアさんの高齢化がすごく進んでいて、なかなか若い人、あるいは壮年、青年も含めてボランティアのなり手がいないということで、先行きが非常に懸念されるという意見が出ておりました。

アンケートを地域福祉課で取ってらっしゃいましたが、市民の方々にボランティアをやってみたいという方、結構いらっしゃるのですね。どういうところでやってみたいかという中で、例えば青少年の育成であるとか、あるのですけれども、その中で障害の施設等において、ボランティアをやってみたいという方も、結構いるのも確かです。「何でできないのか、参加できないのか。」という中で、時間がないとか、忙しすぎて平日はとても無理なところがあるわけです。

文言的に、こう書いていただくのは非常に結構なのですが、これをもう少し深めてですね、例えば私ども事業所にとって、土日のボランティアをもっと活発化させていくような手段、より参加しやすいような、ボランティアの活動の幅が広がるような体制について、事業所にもっと理解を求めるとか、促進を図るような配慮を求めるとか、もう一步突っ込んだ配慮がないと、また同じようなことで、なかなかボランティアさんが育たない。高齢化が、どんどん進んでいくみたいなことになりやしないか。実感として、私どもの事業所の就業関係の所に来られるボランティアさんは、確かに高齢の方が多いです。やっぱり志があっても、なかなか参加できない方の参加をどう促進するかという意味で、もう一步突っ込んだ配慮や試みが必要ではないでしょうかということで、よろしければお願いしたいと思います。

○中坪委員長

委員長です。参加しやすい条件づくりみたいなことでしょうかね。そのことで具体化を考えた、参加していただきたいということかと思えます。そのほかは、いかがでしょうか。

○事務局（障害福祉課 玉川）

今の宮代委員からの発言に関しまして、検討させていただき、また次回、そのことについて御回答させていただきたいと思えます。以上です。

○中坪委員長

委員長です。ほかに、いかがでしょうか。それでは今出た御意見を少し検討していただくということで、次の議事に移りたいと思えます。次は、議事の3になります。「各論 第2章 保健・医療」の修正案について、それでは事務局より御説明をお願いいたします。

議事 3

「各論 第2章 保健・医療」修正案について

○事務局（障害福祉課 玉川）

事務局の玉川です。それでは、議事3、「各論 第2章 保健・医療」修正案について御説明させていただきます。資料4「第2章 保健・医療」をごらんください。前回からの修正案については、こちらにつきましても、削除部分を取り消し線、追加した部分を着色という形で示させていただいております。資料4「第2章 保健・医療」の内容についても、計画内容についての大幅な修正はございません。前回の会議で御意見をいただいた点について、事務局から回答させていただきたいと思っております。

資料4の1ページをごらんください。「保健・医療」について、教育機関との連携について示したらどうかというお話をいただきました。このことについて庁内で検討させていただきましたところ、「保健・医療」の分野として、整理すべき内容かということに疑義が生じ、また御意見をいただきました内容についても委員からお話をお聞かせいただきましたところ、「保健・医療」で反映するのは難しいかもしれないというふうなお話をいただきました。具体的にどのようなことをお考えになっているのか、委員にお話をお聞かせいただきましたところ、大げさな施策というようなことではなく、障害の情報を教育機関に提供することにより、学校の先生などについても障害についての相談などを身近に感じいただき、障害の早期発見などにも生かしてほしいというお話でした。

具体的な施策として、現在、精神保健福祉推進協議会などで作成していただいている、小冊子などの活用についてのお話を聞かせていただきました。現在、精神保健福祉推進協議会で作成していただいている小冊子につきましては、各学校に1冊配布させていただくなどの活用をさせていただいております。

このことにつきましても、少し戻りますが資料3をお開きください。こちらの資料3の2ページの項目2「精神障害者に対する理解の促進」という欄におきまして、「小冊子を活用し、理解の促進を図る」という形で記載させていただいております。以上のことより、このことにつきまして当初事務局案のままで基本方針を行かせていただきたいと考えております。

続きまして、資料4にお戻りください。資料4の3ページをお開きください。こちらの項目4「地域医療の推進」についてというところで、難病に対応できる、また障害特性に応じた病院についての御要望をいただきました。前回の会議の中におきましても、このことにつきまして「専門性の高い、また障害特性に応じた病院の設置などについては、この計画上記載させていただくことは難しい」というお話をさせていただきましたが、その後の検討においても、やはりこの計画において、専門性の高い障害特性に応じた病院についての施策を盛り込むということは難しいという結論に至りました。

また、「医療機関に対する理解をお願いしたい」というお話も、前回の会議においていた

できました。このことについてですが、資料4の1ページ。こちらの基本方針におきましても「保健・医療・福祉の関係機関が連携を図る」という形で記載されております。

またこの計画において、平成25年度に行った基礎調査報告書作成の際に、精神障害向けのアンケート調査票配布におきましては、医師会および各医療機関の御協力をいただき、アンケート調査票を配布させていただいていること、また保健・医療関係団体が参加している懇談会においても、平成26年3月に「第3次船橋市障害者施策に関する計画」の策定を報告させていただいていること、また策定後においても計画についての報告を作成させていただく予定など、医療機関に対する理解の促進を図っていく予定であることをお伝えさせていただきたいと思っております。

議事3につきましては、以上でございます。

○中坪委員長

委員長です。ただ今の説明について、御意見、御質問等があればお出しいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。特に御意見等なければ、よろしいということで判断をさせていただきます。

それでは、次に移ります。次が議事の4になります。「各論 第3章 教育、文化芸術活動・スポーツ、国際交流等」の修正案についてです。事務局より説明をお願いいたします。

議事4

「各論 教育、文化芸術活動・スポーツ、国際交流等」の修正案について

○事務局（障害福祉課 玉川）

事務局の玉川です。それでは議事4、「各論 第3章 教育、文化芸術活動・スポーツ、国際交流等」の修正案について御説明させていただきます。

それでは、資料5「第3章 教育、文化芸術活動・スポーツ、国際交流等」をごらんください。前回からの修正箇所につきましても、削除部分を取り消し線、追加した部分を着色という形で示させております。

資料5「第3章 教育、文化芸術活動・スポーツ、国際交流等」の内容についての計画内容について大幅な修正はございません。前回の会議で御意見をいただいた点について、事務局から回答をさせていただきたいと思っております。この「教育、文化芸術活動・スポーツ、国際交流等」で、委員の皆さまからいただきました御意見について御回答させていただきたいと思っております。

まず、白井市などで実施されている、生涯に渡って障害のある人を支援するための計画である「ライフサポートファイル」について、療育支援課から回答をしていただきたいと思います。

○事務局（療育支援課 染井）

療育支援課です。前回、御質問がありました「ライフサポートファイル」について回答いたします。こちら「ライフサポートファイル」ですが、計画というよりは、利用機関が変わる度に同じことを説明しなければならない保護者の軽減を量るための手段の一つとして、ライフサポートファイルがあると考えております。ライフサポートファイルの導入等につきまして、今実施しております各市の状況を聞きながら、運用方法について検討し、この現案「第3次船橋障害者施策に関する計画」へは記載せず、別に検討してまいりたいと考えております。よろしくお願いいたします。

○事務局（障害福祉課 玉川）

続きまして、放課後ルームにおける障害のある人を受け入れる際の加配について、担当課である児童育成課に確認させていただいたことを御説明させていただきたいと思っております。現状、入所の許可において現行人数で対応が困難であると判断した場合に、臨時職員の加配などを行っています。加配の基準につきましては、原則として障害児児童三人に対して一人配置しており、状況に応じて障害児児童一人に対して一人配置する場合もあるとのことでした。

続きまして、資料5の5ページをお開きください。こちらの項目3「地域への開放」という項目がございます。この「地域への開放」と似た事業といたしまして、平成25年度より、とらのこキッズにおいて、保育所等訪問支援事業という事業を行っております。この保育所等訪問支援事業について、計画に反映してみてもどうかというふうな御意見を、会議後に委員よりいただきました。このことにつきましても、療育支援課からこの意見についての回答をさせていただきたいと思っております。

○事務局（療育支援課 染井）

療育支援課です。委員から御意見のありました、保育所等訪問支援事業につきましては、個別支援を対象としております。こちらに、この計画に記載されていることも発達相談センターが行っている事業は全員支援を対象としており、こちらの保育所等訪問支援事業につきましては、国の基本計画では「生活支援」の分野で記載されておりますので、本市においても第1章の「生活支援」で検討してまいりたいと考えております。

○事務局（障害福祉課 玉川）

事務局からの議事4の説明につきましては、以上でございます。よろしくお願いいたします。

○中坪委員長

委員長です。ただ今のご説明ありましたが、御質問、御意見等があればお出しいただき

たいと思いますが、いかがでしょうか。

○島田委員

公募委員の島田です。先ほど放課後ルームの対応ということで載っていたのですが、特別支援学校のお子さん方は、放課後お帰りになってから御自宅に直接戻らないので、民間の施設とかで、お母さま方が迎えに来るくらいの時間まで対応するというような施設に実は私、ボランティアで行っているんです。

それを見ますと、ある程度、一般の児童の方は学校の中に学童保育があって、その続きでいらしてるみたいですが、特別支援学校の方に関しては、今後そういう学校の中で、引き続きそういうような形でやる形はないと思うんですね。やはり余裕があって、かなり広範囲でバスでお迎えされてくるお子さんなので。

私が行っている施設のお子さんは、北習志野の駅までバスが送られてきたところに施設の方が迎えに行って、それでお預かりして経営する施設で預かるという形をとっているんですね。私も頼まれてまして行きましたら、いわゆる不意になにか用事ができて、子供を見てほしいとか、学校に迎えに行って、今日は用事があって預かってほしいんだけど、学校でも見てもらえないし、場所がなくてこういう施設が助かりますということで、その方は NPO で開始されています。今後、そういう需要も高まってくる気がしまして。それでもある程度こういうような立場から見ると、学校の学童保育のような形で、特別支援学校の方たちにもそういうような保育が必要になってくるのかなという感があるんですが、その辺はちょっとよく分かりませんので、実際の現状はどうなってるのかなということで、お尋ねしたいと思います。以上です。

○中坪委員長

委員長です。特別支援学校に在籍している子供たちの放課後の対応がどういうふうになっているかというお尋ねでよろしいでしょうか。

○島田委員

はい。

○中坪委員長

どなたか分かる方はいますでしょうか。今、お話があったように、放課後サービスみたいな形で、施設の担当の方が、車で特別支援学校の終業時間、終わる時間に合わせて迎えに来てですね、施設にお連れして、ある時間まで対応するというようなことが、多くの学校で行われているように感じております、数字とかについてちょっと分かりませんので、どなたか御存知の方があればと思います。

小学校等で行われている、いわゆる放課後の学童クラブみたいな所に、その施設の方

ちが連れて行くようなことではなさそうです。

○事務局（障害福祉課 玉川）

もしよろしければ、石川委員で何か状況について知っていることがあれば、お話していただければと思います。

○石川委員

県立船橋特別支援学校の石川です。本校は、肢体不自由の子たちを対象とした学校です。市内に放課後ルームがございますが、本校から放課後ルームに通っている子供は0です。それは設備の面とかもあるかと思いますが、地域の放課後ルームに今通っている子供はいません。

知的の市立船橋には数名ですけれども、家庭に近い、居住地に近い放課後ルームに通っている子がいることはあります。ただ、手続きとしてやはり障害児を受け入れていただくためには、加配の人が必要であるとか、希望する子が誰でも利用できるという状況では、まだ無いのかなと感じております。

県立船橋のお子さんたちは、では放課後どこに行っているのかといいますと、民間の放課後デイサービスの事業所です。今、共働きの家庭も増えていまして、毎日利用したいという希望は増えているのですが、今の利用の仕方としては、毎日同じところで子供が過ごすということはできなくて、毎日の利用の方は2か所あるいは3か所ですね。週に1日、2日ずつしか事業所では見ていただけないという実情がありますので、本来は毎日同じ所に通って、見通しを持って生活をしたいなと思うお家もあるようです。今は見てもらえるところを2か所3か所使って、5日間過ごしているということです。

全体の人数の中で今何人が使っているかということは、今確かな数字は出せないんですけど、小さい子たちほど、使いたいという希望は、家庭からはとても出てきております。

○中坪委員長

委員長です。今、現状の一端かと思いますが、お尋ねのことはよろしいですか。その上でこの次の6年間の計画の中にもし今のことを入れるとすれば、どんなふうにお考えになっておられるか。もしそんなことがあれば、もう少し伺っておけばいいかなと思っています。

○島田委員

私としては、子供たちが、やはりそういうような形で、あちこちの事業所に回されるよりも、1か所で時間を過ごせたほうが良いと思います。親の負担がやっぱり一番だと思いますけれど。それだけに私の行っている場所も、やはり他のところから「今日預かってもらえないか。」ということで、突然来られる方もいます。ボランティアで預かっている方も

年々地域に根差していっていけばいいのかなと思います。以上です。ありがとうございました。

○中坪委員長

委員長です。現状の一端を共通理解させていただいたということにして、障害のある子供たちの放課後の過ごし方について、具体的にこの計画の中に記載できるかどうか、そこら辺のことは、事務局に御検討いただいてということによろしいでしょうかね。

○山本委員

視覚障害の山本です。視覚障害者の場合は、その放課後ルームのようなものは市内にはありません。御存知のように、四街道に視覚障害者の、主に視覚障害者の特別支援学校があります。児童生徒は、そこで寄宿舎に入っている人が7～8割いまして、そこでみんな安心して寮母さん、今は先生って言っていますが、昔は寮母さんって言っていましたがそういう方が指導して、楽しく送っております。以上です。

○中坪委員長

委員長です。今の現状の理解として承っておくということによろしいでしょうか。

○山本委員

はい、それで結構です。

○中坪委員長

はい。先ほども申しましたように、一応そういう状況の共通理解をした上で、具体的に次の施策でどう生かすかについては、事務局に御判断をお任せするということにおきたいと思いますが、そんなことによろしいでしょうか。

○事務局（障害福祉課 玉川）

事務局です。事務局でも検討させていただきまして、盛り込めるかどうかを考えさせていただきますと思います。以上です。

○中坪委員長

委員長です。その他のことについて、まだあれば、お出しいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○表委員

公募の表です。この場でこういうことは言っていないのか分かりませんが。障害者のスポ

一ツに関してですが、資料3の課題(3)「文化芸術活動、スポーツ等の振興」の項目3「千葉県スポーツ大会への参加促進」等が載っていますけれども、こういうところに出て行くための選手の養成、学校とか施設にいる人はそれなりのことはやられていると思うのですが、在宅障害者に対してもう少し選手の養成を図るような事柄を組み込めないか、そしてまた、東京のオリンピックとパラリンピックということもありますので、積極的に船橋市として市内の在宅障害者に対して養成をやるようなことが盛り込めないのかどうか、お願いいたします。

○中坪委員長

委員長です。障害のある人たちのスポーツ大会への参加促進に関わって、施設・学校等にいる方たちについてはそれなりの対応があるけれども、在宅の障害のある人たちについては、どういうふうに参加、あるいは選手としての養成みたいなことをしていくのか。そういうことがこの計画の中に盛り込めないかどうかみたいな、そういう御意見かと思えます。事務局、いかがでしょうか。

○事務局（障害福祉課 玉川）

事務局の玉川です。障害者のスポーツの役割でレクリエーション的な内容からパラリンピックとか選手が参加するような競技性の高いスポーツというような二つの分け方があると思います。現在、障害福祉課で担当させていただいているのは、どちらかというとレクリエーション的な内容のスポーツというような内容となっております。そのことについて広報を利用しての利用、参加促進とかを図らせていただいております。

競技性の高いスポーツの促進につきましては、船橋市においては生涯スポーツ課になるかと思うのですが、競技性の高いスポーツの指導者の育成、指導ってというのは、現状ではなかなか難しく、できていないような状況であるということは聞いております。この計画において、在宅の方に対して競技性の高いスポーツに関しての指導、育成を図っていくというような施策を盛り込むことについては、難しいのかなと考えております。以上です。

○中坪委員長

現状ではちょっと難しい、条件整備等が大変かなということかと思えます。課題としてお考えいただくということにしておきましょうか。

○事務局（障害福祉課 玉川）

そうですね。競技性の高いスポーツにつきましても、この策定委員会の中でこのようなお話が出たということは、担当課には伝えさせていただきたいと思えます。そのことで盛り込めるような内容があれば、盛り込んでいきたいとは考えております。以上です。

○中坪委員長

委員長です。よろしいでしょうか。もし他になければ、今幾つか出たことについて事務局でご検討いただくということにしておきたいと思えます。それでは「教育・文化芸術活動、スポーツ・国際交流等」の修正案についての議題は終わりということにさせていただきます。

次の議事に移りたいと思えますが、続けてよろしいでしょうかね。1時間ほどしたら休憩というお話でしたが、まだ1時間たっていませんので続行させていただきます。それでは次の議事になります。議事の5になります。各論の第5章「生活環境」についてということであります。事務局から御説明をお願いいたします。

議事5

「各論 第5章 生活環境」について

○事務局（障害福祉課 玉川）

事務局の玉川です。それでは議事5、「第2部 第5章 生活環境」について御説明をさせていただきます。まず、資料6の「第3次の事務局案」について御説明させていただき、それから資料7の「第2次の進捗状況」について幾つか御説明させていただきたいと思えます。その後、それらについての皆様の御意見を伺っていきたくて考えております。

それでは資料6をごらんください。こちらが市の第3次計画における事務局案です。「生活環境」の内容についてですが、項目としましては大きく分けて四つの課題と、それらに対する必要な施策で構成されております。住宅の確保、公共交通機関及び公共的施設等のバリアフリー化の推進等、障害者に配慮したまちづくりの総合的な推進、心のバリアフリー化の推進、これら四つが、この第5章における主な内容となっております。

まず1ページ目をごらんください。「生活環境」における基本方針について説明させていただきます。地域で安心して暮らすためには、障害のある人の自立と社会参加を支援し、誰もが快適で生活しやすい生活環境の整備を推進するため、障害のある人に配慮したまちづくりが重要です。そのためには、住宅、建築物、公共交通機関、歩行空間などの生活空間のバリアフリー化を推進し、自宅から交通機関、街中まで連続したバリアフリー環境の整備をすることが求められると考えております。障害のある人の立場に立って建築物や道路などを整備することにより、日常的な活動や社会への参加をやすくする生活環境を確保し、障害のある人が住みよいまちづくりを進めることが重要であると考えております。

また、障害のある人が地域で安心して暮らせるためには、障害のある人が自立生活の可能な住宅が整備されている必要があります。このような住宅は福祉のまちづくりを支える地域資源としても重要であると考えております。また、共生社会の理念を普及するとともに、障害のある人への理解を促進させるため、講演や啓発活動などを重視し、心のバリア

フリーについて更に促進することが重要であると考えております。

そして、障害のある人が住みよいまちとは、障害のある人だけでなく、あらゆる人にとって住みよいまちであるといえると考えており、以上のことを基本方針として挙げさせていただきます。基本方針についての説明は以上です。

○中坪委員長

はい、新しい話題です。「基本方針」について、今御説明をいただきました。方針に関わって、まず御意見・御質問等いただきたいと思います。いかがでしょうか。

よろしいということでしょうかね。特に方針に関わっては別段、御意見等はないというふうに考えてよろしいでしょうか。うなずいておられる方がたくさんいるので、そうかなと思うのですが、よろしいでしょうか。

そうしましたら、このあと四つの柱がありますので、その御説明をいただいて、中身を少し煮詰めて行きたいと思います。はい、それでは御説明お願いいたします。

○事務局（障害福祉課 玉川）

事務局の玉川です。よろしく願いいたします。次に、先ほど説明させていただきました、「生活環境」における四つの課題と、それらの現状と施策の方向について説明させていただきます。

課題（１）「住宅の確保」です。住宅の確保といたしまして、市営住宅の確保、市営住宅への入居の促進、住宅整備の促進、住宅改造の支援、民間賃貸住宅入居支援事業の利用促進、これらの五つの施策が「住宅の確保」として進めて行くべき施策だと考えております。それぞれについて項目・現状を「施策の方向性」という形で示させていただいております。

それでは「住宅の確保」の施策について、幾つか説明させていただきます。１ページ目の項目１「市営住宅の確保」をごらんください。「市営住宅の確保」については、市営住宅について、障害のある人向け住宅の確保を図っています。施策の方向性につきましては、引き続き新規建設住宅のある場合には、一定の戸数の確保を図っていきたく思っております。

続きまして、２ページ目をお開きください。２ページ目、項目２の「市営住宅への入居の促進」をごらんください。「市営住宅への入居の促進」につきましては、障害のある人のいる世帯について、一般の世帯に比べて収入基準等の入居者資格の緩和措置を行っております。施策の方向性につきましても、引き続き緩和措置を行い、障害のある人の入居の促進を図っていきたく思っております。

続きまして、項目４「住宅改造の支援」をごらんください。「住宅改造の支援」につきまして、現状の①に記載させていただいたように、障害のある人又は同居する家族が、障害のために既存の住宅の補修及び増改築をする場合に、資金を無利子で貸し付けております。①の施策の方向性につきましても、引き続き住宅整備資金貸付を行うことにより、身体障害

者及び知的障害者の社会生活の向上を図っていきたいと考えております。

また、住宅改造の支援につきまして、現状②で記載させていただいたように、障害のある人のために浴室やトイレ等を改造した場合に、その費用の一部を助成しております。②の「施策の方向性」につきまして、引き続き住宅改造資金の助成を行うことにより、障害のある人の社会生活の向上を図っていきたいと考えております。

続きまして、3ページをごらんください。次の課題（2）「公共交通機関及び公共的施設等のバリアフリー化の推進等」について御説明させていただきたいと思っております。こちらの施策につきましては、公共交通機関の利用の利便性の確保、市が建設する施設のバリアフリー化及びユニバーサルデザインの推進、公園等の整備の三つの施策が、公共交通機関及び公共的施設等のバリアフリー化の推進等として、進めて行くべき施策だと考えております。

それでは「公共交通機関及び公共的施設等のバリアフリー化の推進等」の施策について、幾つか説明させていただきたいと思っております。項目1「公共交通機関の利用の利便性の確保」についてですが、現状①に記載させていただいていますように、公共交通機関の構内通路、階段、エレベーター、エスカレーター、改札口、券売機、乗降場などについて、事業者が施設の新設や大規模な改修等を行う際には、「バリアフリー新法」、「千葉県福祉のまちづくり条例」などに基づいた施設となるよう呼びかけております。①の施策の方向性につきまして、事業者が駅の改修等を行う際にバリアフリー化を呼びかけることで施設整備が進められており、引き続き各種法令の遵守等による駅施設のバリアフリー化を呼びかけていきたいと考えております。

また、公共交通機関の利便性の確保につきまして、現状②で記載させていただいたように、鉄道事業者が行うバリアフリー化設備設置費等の一部を補助し、鉄道駅の移動等円滑化による利便性の確保を図っております。現状②の「施策の方向性」につきまして、鉄道駅のバリアフリー化を実施する鉄道事業者に対して、国とともに事業費の補助を行い、鉄道駅のバリアフリー化の促進を図っていきたいと考えております。

続きまして項目の3「公園等の整備」についてですが、現状、公園等の出入り口、園路、水飲み場、トイレなど、障害のある人に配慮を行っております。施策の方向性につきましても、船橋市都市公園に係る移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置等に関する基準を定める条例を遵守し、バリアフリー化を行っていきたいと考えております。

続きまして、4ページをお開きください。次の課題（3）「障害者に配慮したまちづくりの総合的な推進」について説明させていただきたいと思っております。こちらの施策につきましては、総合的かつ効果的なまちづくりの推進、民間建築物のバリアフリー化及びユニバーサルデザインの促進、「船橋市移動円滑化基本構想」で位置付けられた重点整備地区のバリアフリー化、歩道環境の整備、階段等の解消、放置自転車の解消、不法占有物の除去、人にやさしい歩道への整備、交通安全思想・教育の推進、こちらの九つの施策を障害者に配慮したまちづくりの総合的な推進として進めていくべき施策だと考えております。

それではこちらの「障害に配慮したまちづくりの総合的な推進の施策」についても、幾つか御説明させていただきます。項目1「総合的かつ効果的なまちづくりの推進」をごらんください。こちらにつきましては、現状、窓口において「千葉県福祉のまちづくり条例」などの周知を図り、総合的かつ効果的なまちづくりを推進しております。施策の方向性につきましても、「千葉県福祉のまちづくり条例」などを事業者に対して説明するなど、制度の更なる理解を図っていきたいと考えております。

続きまして、項目4「歩道環境の整備」をごらんください。こちらの現状につきまして、歩道空間を確保するため、できるだけ幅の広い歩道を整備しております。施策の方向性につきましても、個々の路線条件等の中で出来るだけ幅の広い歩道を整備していきたいと考えております。

続きまして、5ページをごらんください。5ページの項目8「人にやさしい歩道への整備」について御説明させていただきます。こちらにつきまして、現状、障害のある人に配慮した歩行空間の整備の推進のため、視覚障害者誘導用ブロックの設置・色の塗り直し工事、危険箇所には点字ブロックを設置しております。施策の方向性につきまして、視覚障害者誘導用ブロックを設置していきたいと考えております。また、透水性舗装を採用していくなど、障害のある人への安全に配慮し、取り組んでいきたいと考えております。

続きまして、6ページをごらんください。6ページの課題(4)「心のバリアフリー化の推進」について御説明させていただきます。項目1の「心のバリアフリー化の推進」についてですが、現状は各学校において、人権教育、道徳教育、総合的な学習の時間などを通して、心のバリアフリーについて理解を進めております。また、市民のための講演会を開催し、障害の知識と理解を深めております。施策の方向性につきまして、心のバリアフリー化の推進のため、地域において学習の機会を設けるとともに、専門知識を有する福祉事業所等による情報発信を促進し、市民の理解を深めていきたいと思っております。

続きまして、資料の7をごらんください。こちらは第2次の計画の進捗状況で、「生活環境」に当たる部分について抜粋したものです。こちらからも幾つか御説明をさせていただきます。

1ページの番号2番をごらんください。「まちづくりの全庁的な推進」という施策について、計画の進捗状況として、千葉県福祉のまちづくり条例についての相談や申請に対する対応など、千葉県福祉のまちづくり条例を活用し、福祉のまちづくりの推進を図っております。

続きまして、番号5番をごらんください。「市営住宅の確保」という施策についての計画の進捗状況として、借上公営住宅を建設し、障害者用として整備を行っております。

続きまして、番号6番をごらんください。「市営住宅への入居の促進」という施策について、計画の進捗状況として、障害者世帯の月収額による資格基準を一般世帯に比べ緩和しております。

続きまして、番号8番をごらんください。「住宅改造の支援」という施策について、計画

の進捗状況として住宅整備資金の貸付、住宅改造資金の貸付により、社会生活の向上に寄与しております。

続きまして、2ページをごらんください。2ページの番号13番をごらんください。「段差等の解消」という施策についての計画進捗状況として、歩道の整備について段差や凹凸、急な勾配をなくしたセミフラット型の歩道を整備しております。また、歩道形態をセミフラット型にするなど、歩道と車道の段差をなくす。また、歩道の横断勾配を1～2%にするなど、歩行者の安全を考慮し、整備しております。

続きまして、3ページをごらんください。こちらの番号17番について御説明させていただきます。「歩行空間の整備」という施策についての計画進捗状況として、視覚障害者誘導用ブロックの設置は、歩道整備事業の安全施設設置工事を維持しております。また歩道において、視覚障害者誘導用ブロックの舗道維持確保のため、平成23年度から色の塗り直しの工事などを行っております。「生活環境」についての事務局からの説明は、以上でございます。

○中坪委員長

委員長です。進め方のことですが、今、御説明いただきました。これから10分ほど休憩をして、今、御説明いただいたことの質疑・御意見等は休憩のあとにしたいと思います。終了は4時をめぐりにしておりますので、このあともう一つ新しいのが協議になりますので、ここで休憩して再開をしたいと思います。よろしいですかね。

(休憩)

○中坪委員長

それでは、再開をしたいと思いますので、よろしく願いいたします。「第5章 生活環境」にかかわって全体の説明をいただきました。このことにかかわって御質問・御意見等があれば、お出しいただきたいと思います。

○宮代委員

宮代です。はい。1番の「住宅の確保」の中で、市営住宅の確保、現状云々ということがございます。ここに、できましたら障害の方のグループホームの活用、いわゆる「公営住宅のグループホームの活用」ということを、できれば入れていただきたいのです。スプリンクラーの問題がここへきて出ておりますので、以前ならば共同住宅ということだけで、いわゆる建築基準法の規定もクリアしたのですが、消防法上のスプリンクラーの問題が出ておりますので、その辺も加味していただきたいです。障害福祉課の御意見をお聞きしたいのと、それから可能ならば、ここに「障害の方のグループホームの公営住宅の活用」ということで、一言入れていただければありがたいかなと思います。いかがでございますか

ようか。

○中坪委員長

委員長です。お話が二つありました。現状がどうなっているかということと、ここに入れられるかどうかというようなこととでございます。このことにかかわって、ほかの委員の方から御意見があれば賜りますが、よろしいですか。そうしましたら、事務局お願いします。

○事務局（障害福祉課 玉川）

事務局です。こちらの項目としましては、市営住宅という形ですので、グループホームの推進ということであれば、また別の項目として、この「生活環境」の中に入れられるかどうか検討させていただきたいと思っております。以上です。

○中坪委員長

市営住宅の中にグループホームをとのお尋ねだったのかとも思うのですが、その枠ではなくて、グループホーム全体の拡充ということで、その中に市営住宅が入るかどうかも含めて、どこかで記載をとの御回答と理解していいのかな。

○事務局（障害福祉課 渋谷）

事務局です。現在ある市営住宅を、グループホームに転用するという形の御提案かと思うのですが、あまり検討したことがないので、いろいろ障害がありそうな感じがございます。ですので、やはり今回の計画に限っては、グループホームの整備の推進という形でまとめさせていただきたいと思っておりますが、宮代委員、お考えのほういかがでしょうか。

○宮代委員

はい、宮代です。ここに入れるかどうかということは、検討の余地があるとは確かに思うのです。

事務局にお願いしたいのは、例のスプリンクラー問題ですね。以前ならば、いわゆる公営住宅のグループホーム云々ということは、例えば関西、大阪ではもう進んでいたわけなのだけれども、ここへきて、市の方針として、なるべくスプリンクラーをつけてほしいということになったら公営住宅、いわゆる共同住宅でつくられたものであっても、やはりスプリンクラーの面積にかかわらず設置ということは今後まとめていくのかどうかという、その方向性もしおありになれば、お考えをお聞かせ願いたいと思います。

○事務局（障害福祉課 渋谷）

事務局です。グループホームを事業として、市に指定権限がありますから、指定いたし

ます。そのときには、各種法律を準拠するということが前提条件となります。関係する主な法律としましては、建築基準法と消防法がかかわってまいります。

一般の戸建て住宅を改造する場合におきましては、国の方針である寄宿舎という基準にしなければなりませんので、先ごろの建築基準法令の改正において、スプリンクラーをつけた場合は、防火壁等の改造をしなくても寄宿舎基準ということで合法となるということになります。ただ、アパート・共同住宅を改造する場合は、もともと共同住宅という用途になって建っているはずですので、建築基準法はクリアしているわけです。

2番目に消防法に対してどうなるかということなのですが、消防法につきましては、入所施設に関しては、簡単にいいますと、以前は275平米以上の入居のグループホームとかそういったものにつきましては、スプリンクラーの設置義務がありました。その免責要件が外れました。小さいものでもグループホームとして存在する限りは、スプリンクラーをつけなければいけないのですが、一応、除外規定もありまして、簡単に申しますと、「程度の軽い方が主に住む場合は、つけなくてもよい」というのが消防法の趣旨でございます。

グループホームとして成立する限りは、この二つの法律をクリアしなければいけないということですので、やはり一件ずつケースバイケースで、どの程度法律に準拠しているかを審査した上で、グループホームを指定するという形が今後求められております。

○中坪委員長

よろしいでしょうか。はい、どうぞ。

○伊藤砂智子委員

伊藤です。やはり住居といったときに、障害者にとって、住居の確保というときに、グループホーム・ケアホームというのは、とても大きな比重を占めているので、一言でいいので、やはり「グループホームを増やす」とか、「整備する」とか、そういうことをやはりどこかに入れていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○中坪委員長

委員長です。グループホームの拡充については、これから力を入れていくというのは、どこかに入るのですよね。先ほどのお話ですと、この市営住宅云々というところではなくて。

○好村委員

ちょっとグループホームについて、お尋ねしたいのですが、市営住宅とは切り離して考えるべきだと思うのです。グループホームについては、グループホームとして、どういうふう整備をしていくかと。障害者の中でどういうふう整備をしていくかということも、やはり項目として新たにつけ加えるべきではないかと私は思います。

○事務局（障害福祉課 玉川）

事務局です。グループホームの充実については、生活支援の意味合いが強いということで、今現在の「生活環境」ではなくて、「生活支援」のほうで整理しようという考えでいます。ただ、「生活環境」でという意見もありますので、一応、「生活支援」を次回やらせていただきますので、「生活支援」の計画案等を見ていただきまして、やはりこれは「生活環境」のほうでも盛り込むべきだというふうなことであれば、再度検討をさせていただきたいと思います。以上です。

○中坪委員長

はい、委員長です。忘れていたわけではなくて、ちゃんと位置づけはあるというお考えを承っていいかと思います。ただ、それが「生活環境」のにするか、「生活支援」にするか、そういうところをこれからの検討で考えていきたいと。こういうことでよろしいでしょうか。

○山田委員

山田です。（２）の「公共的施設等のバリアフリー化」のところですが、公共的施設、あるいは民間の施設でもできる限りバリアフリー化を促進するという、それはやはり当然のことであり、また、力を入れてやっていただきたいところです。ちょっと戻るのですけれども、学校のバリアフリー化というのは、やはりなかなかお金もかかることで、思うように進んでいないかと思うのですが。それも教育のところ項目に入れていただいているのですけれども、「増改築時等には、エレベーター・多目的トイレ等のバリアフリー化を図ります」というように、学校のところで書いてありまして、戻ってしまうのですけれども、現状として船橋市立の小・中学校でどのくらいバリアフリー化が具体的に進んでいるかということをもし資料として教えていただけたらありがたいなという思いです。以上です。

○中坪委員長

はい、委員長です。主としてエレベーターの設置ということでよろしいのでしょうか。

○山田委員

はい、山田です。エレベーターの設置が一番大きいですが。

○中坪委員長

障害者用トイレとか。

○山田委員

ああ、そうですね。トイレの問題が大きいと思いますし、またいろいろ、段差解消のスロープですとか、そうしたところを教えていただければと思います。

○中坪委員長

今の時点でおわかりのようでしたらお答えいただいて、難しければ次回ということもあるかと思います。

○事務局（障害福祉課 玉川）

事務局です。今現在、その資料がありませんので、確認させていただきまして、エレベーターの設置状況等については、調べればすぐわかることだと思います。障害者用トイレの設置状況についても、教育委員会に確認して、わかるようであれば御報告をさせていただきたいと思います。

先ほども「安全・安心」のところでお話させていただきましたが、洋式のトイレの状況というのは、小・中学校で約3割という形で担当課には確認させていただいているのですが、そこから障害者用トイレの個数までは出せるかどうかというのは、確認してみないとわかりませんので、確認させていただきまして、次回の会議で報告させていただきたいと思います。以上です。

○中坪委員長

はい、委員長です。ほかにはいかがでしょうか。

○杉井委員

杉井です。公共交通機関の問題が出たときに、ここには結論だけが書いてあったのですが、バスでしか行けないところもたくさんあって、多分、そういうところって、バス停の整備ができていなくて、バスから車いすを出すとき不自由をするというところがたくさんあります。駅はもちろんのことですけれども、バスや、あるいはタクシーの利用というのも入れていただければと思います。

それから歩道の整備ですけれども、私は毎日ずっと車いすで走っていて、一番苦勞するのは、電柱と自転車です。狭い歩道の真ん中に電柱が立っていて、通るとき苦勞する。それは不法占有物ではないということになるのでしょうかけれども、私たちにとってはバリアになります。ですので、そういう電柱とか、あるいは自転車なんかの場合も、同じ分け方みたいですね。そういうような要求もちょっと考えていただきたいと思います。

それから全然、話が違うかもしれないのですが、このテーマのところ、心のバリアフリー化という言葉が出てくることに違和感があります。これを入れるのであれば次の章、「差別解消」の章に入れたほうがいいのではないかと思います。以上です。

○中坪委員長

はい、委員長です。バス・タクシーの利用、そして乗り降り、次に接続する道路の状況等。それから電柱に関しても、確かにそうだなと思って伺っておりました。加えて、内容によっては、整理をして次の章に書き移すこともあるかなという御提案かと思いますが、事務局はいかがですか。

○事務局（障害福祉課 玉川）

事務局です。先ほどのバスのお話ですけれども、バスについても、バスの乗り降りとかでバリアフリー化等は図られていて、現状でも図られたりしていると思いますので、その内容に踏み込めるかどうかについては、確認させていただいて、記載できるようであれば、修正で計画に載せさせていただきたいと思います。

続きまして、歩道を広くするというふうなお話であったかと思いますが、資料6の4ページで、「歩道環境の整備」でも、歩行空間を確保するため、幅広い歩道の整備というものをしていきたいという記載をさせていただいております。現状、資料7の2ページの番号12番でも、歩道の延長整備というのをやらせていただいております。幅の延長整備についても、やらせていただいております。

○事務局（障害福祉課 渋谷）

事務局です。補足で、心のバリアフリーを今回、新たにここに設けました。考え方としては、この町の中で障害のある人もない人も一緒に暮らしていく中で、ハードである建物とか道路とか、そういったものを整備するのも重要なのですが、そこに暮らしている人々の心の持ち様、お互いの理解というものがないと、やはり安心して暮らせる町にならないのではないかと。お互いの関係がよくなないと、全体としてまとまっていけないかなということで挙げさせていただいたのですが、ここにつきましては、各委員の方の御意見を賜りたいと考えております。

○中坪委員長

はい、委員長です。次の話題とあわせてお考えいただくことも可能でしょうかね。ここで意見を出していただいたほうがよろしいですか。

○事務局（障害福祉課 玉川）

次の「差別の解消」の説明させていただいたあとに、また御意見をいただくという形でもよろしいかと思います。

○中坪委員長

はい、委員長です。では、そういうことで、このあとの話題の中でもう一度出していただけたらと思います。内容については、とても大事なことだと思いますので、いずれにしてもどちらかに書いて、記載をしておくことは、とても大事なことかなと思いますので、あとでまたちょっと御議論をいただければと思います。そのほかについては、いかがでしょうか。

○島田委員

私も先ほどの意見に関連してしまうかもしれないです。公募委員の島田です。道路のバリアフリーということで、私もカートを引きいています。一番困るのは、道路のところに駐車場があって、道路に段差の敷石を敷くのですね。車が出入りするための、いわゆる敷石みたいなものが置かれて、車が出しやすいようにしているのですけれども、実際は道路交通法でいうと違反らしいのですけれども、町内会でも結構置かれていまして、道路の幅が狭くなっています。

しかも市道に出っ張っておるので、町会費もつぎ込んで取り組んだのですが、やはりいろいろ人間関係があって、それこそ心のバリアフリーが繋がらないものですから。新しく御自宅を建てられる方はフラットに、そのまま、道のまま、車が出しやすいようにつくるのですけれども、やはり町中を歩いてみると、意外と船橋の場合にはそういう点が多々見られます。

そういったところは、やはり町で進んで、それこそ都市計画と同じに警察と取り組んでいかないと、今後ベビーカーを引かれるお母さんとか、乳母車で買い物をするお年寄りがつまづくのですね。そういうことが解消されると、船橋もいいかなと思うのです。

一つの例として、埼玉県の吉川市がそれに取り組んでいて、既に若い人がたくさん住みやすい町だとかでニュースになりましたけれども。ぜひ、船橋市もそういうようなことがあったら、それこそいいかなと思ひまして、今、口述で述べさせていただきました。以上です。

○中坪委員長

今の御意見も、この中の施策の中に入れられるかどうかも含めて、事務局で御検討いただくということにさせていただいてよろしいでしょうかね。

○山本委員

視覚障害の山本ですが、いいですか。

○中坪委員長

はい、どうぞ。

○山本委員

ちょっとお聞きしますけれども、借り上げ住宅とって、船橋にはいい制度があつて、やっておられますよね。これは今の市営住宅とか民間住宅とか、どこかこれも関係に入れていいのですか。これは全然、別個なものですか。借り上げ住宅というのがありますよね。ちょっと教えていただきたいのです。

○事務局（障害福祉課 玉川）

事務局です。恐らく山本委員がおっしゃっているのは、今の船橋の市営住宅で、市が借り上げて市営住宅としている。

○山本委員

あれは市営住宅になっているわけですか。

○事務局（障害福祉課 玉川）

そうですね。恐らくそのことを借り上げ住宅とかとおっしゃられている方もいらっしゃいますので、借り上げて市営住宅にしているというお話だと思います。

○山本委員

わかりました。ありがとうございました。

○中坪委員長

今のよろしいですか。ちょっと時間が気になりますので、次の話題に移ってよろしいでしょうか。幾つか情報等、またお調べいただいて、次回に回答をいただくというようなこともあります。次の章と関連する内容も出されておりますので、そんなことも踏まえながら、話題を次の議題に移していきたいと思ひます。

議事の6になります。「第7章 差別の解消及び権利擁護の推進について」ということで。事務局から御説明をお願いいたします。

議事6

「各論 第7章 差別の解消及び権利擁護の推進」について

○事務局（障害福祉課 玉川）

事務局の玉川です。それでは、議事6、「各論 第7章 差別の解消及び権利擁護の推進」についてを御説明させていただきます。

資料8をごらんください。まず、この章のタイトルですが、前回までは、「差別の解消及び権利擁護の推進・行政サービス等における配慮」という形で皆様にお示しさせていただ

いておりました。この「差別の解消及び権利擁護の推進」と「行政サービス等における配慮」を並立で記載させていただきまして、第1回の策定委員会の際に「差別の解消及び権利擁護の推進」というものは、行政サービスの問題なのか。また、「差別の解消及び権利擁護の推進」と「行政サービス等における配慮」というものは、同等な内容のものなのかという御意見をいただきました。事務局としましては、「差別の解消及び権利擁護の推進」というものが、この分野での一番重大な課題だと考えており、ここを目指すべきものとして、行政サービス内においても当然として、また社会全体として差別の解消及び権利擁護の推進を進めていくためにも、率先して合理的配慮を行っていくべきものだと考えております。このようなことから、この分野でのタイトルを「差別の解消及び権利擁護の推進」ということにさせていただきました。

続きまして、「差別の解消及び権利擁護の推進」の内容についてですが、基本方針および項目としては、二つの課題とそれに対する必要な施策で構成されております。二つの項目としましては、差別の解消及び権利擁護の推進、行政サービス等における配慮、この二つが第7章における主な内容となります。

それでは続きまして、基本方針について御説明させていただきます。「差別の解消及び権利擁護の推進」の基本方針といたしまして、平成25年6月に障害者基本法第4条の差別の禁止の規定を具体化した法律であり、障害を理由とする差別等の権利侵害の行為の禁止や、社会的障壁の除去を怠ることによる権利侵害を阻止するなど、差別を解消するための措置について定められた障害者差別解消法が成立しました。

障害の有無によって分け隔てられることなく、だれもが個人としての尊厳が重んじられ共生できる社会の実現のためには、障害を理由とする権利利益の侵害の禁止や、必要かつ合理的な範囲の社会的障壁を取り除くための配慮を行うなどの差別の解消を推進していく必要があります。

平成23年6月に虐待を受けた障害のある人に対する保護、養護者に対する支援のための措置等を定めることにより、障害者虐待の防止等に関する施策を推進し、障害者の権利利益の擁護に資することを目的とした障害者虐待防止法が成立しました。

障害のある人に対する虐待は、個人の尊厳を害するものであり、障害のある人の自立および社会参加のためには、障害のある人への虐待を防止することが極めて重要です。障害のある人の保護、自立の支援並びに財産上の不当取引による被害の防止および救済を図るためにも、成年後見人制度についての利用を推進していくなどの権利擁護を推進する必要があります。

また、市が行政サービス等において、差別の解消の推進のための合理的な配慮を率先して行っていくことが、社会全体での差別の解消の推進のための合理的な配慮の推進につながってまいります。そのため、次の課題に沿って、必要な施策を推進しているということを基本方針とさせていただきます。基本方針の説明は以上です。

○中坪委員長

委員長です。「差別の解消及び権利擁護の推進」、第7章ということですが、まず基本方針の質疑の前に「行政サービス等における配慮」というのがこれにくっついてたことを、本日のタイトルに変えたということの確認をまずいただきたいと思います。「差別の解消及び権利擁護の推進」ということで、この章はまとめあげるということであり、第1回の委員会の際に少し話題になったことでもあります、そのことの確認ですので、何か御意見があればお出しいただけますか。特になければまずそのことを確認させていただきます。「差別の解消及び権利擁護の推進」という章のタイトルにするということであり、その中に「行政サービス等における配慮」というのが入っておりますので、そういうことで御理解をいただければと思います。

その上で、基本方針にかかわって御意見、あるいはお尋ねになりたいこと等があれば、お出しいただきたいと思います。いかがでしょうか。

○川島委員

川島と申します。2点あります。1点目は、先ほどの心のバリアフリーとの関係なんですけれども、グループホーム等を設置するときに事業者が地域の住民に同意を求める等、施設のコンフリクトというのがあると思うんですけれども、その問題は住環境のところ非常に密接にかかわると思うんですけれども、「生活環境」のところですね。資料6の第5章の「生活環境」ともかかわると思うんですけれども、先ほどの委員の御指摘のように障害者差別解消法の附帯決議の中でもそのような点の言及がありますので、ここをどう位置づけるかというところ。そして、現状そういうコンフリクトというのは船橋市にどの程度あるのかというのを、私はちょっとわかっておりませんので、教えていただくとありがたいというのが一つ目です。

もう一つは、この第7章の1の基本方針に書かれている文章なんですけれども、一見したところ特に問題はないようにも思えるんですけれども、若干ニュアンス的なところで少しひっかかる場所がありましたのでここで指摘したいと思います。まず、この基本方針の最初の3行ですね。「平成25年6月に障害者基本法第4条の差別の禁止の規定を具体化した法律であり、障害を理由とする権利侵害の行為の禁止や、社会的障壁の除去を行うことによる権利侵害を防止するなど、差別を解消するための措置について定められた障害者差別解消法が成立しました」と。

最初に障害者差別解消法の簡単な説明が書かれているんですけれども、この障害者差別解消法の規定が若干複雑であるせいか、このまとめた文を読みますと、差別等の権利侵害の行為と社会的障壁の除去というのが、こう併記されているわけですね。一般的には差別解消法で禁止されている差別は二つありまして、一つは不当な差別的取扱いです。つまり、不当な差別的取扱いによる権利利益の侵害というのが禁止されているわけです。そして、もう一つは社会的障壁の除去の実施について、合理的な配慮を怠ることによる権利利益の

侵害というのも差別として禁止されているわけですので、この書きぶりですと合理的配慮の部分が権利利益侵害の一つであって、差別の一つでもあるというところは若干見えにくくなっている。「合理的な配慮」という文言が次の段落になったら出てくるんですけども、ここの段落でも「不当なサービスの取扱い」と「合理的な配慮を怠ること」と2本柱があって、両方ともこれは差別の概念に入ってくるということを表に出したほうが、読んだときにわかりやすいかなと思いました。以上です。

○中坪委員長

委員長です。二つ御指摘がありました。一つは、心のバリアフリーとの関連で、グループホーム云々の話もあって、市の現状がどういうふうになっているのか、現況はどうなのかみたいなお尋ねが1点。それからもう一つは、出だしの4行の文言にかかわって、若干ニュアンスに違和感を感じられたということで、「合理的な配慮」と「不当な差別的な取扱い」ですかね。それをもう少し書き込んだほうがいいのではないかという御指摘です。法の趣旨に則ってということになりますでしょうか。事務局から何かありますでしょうか。

○事務局（障害福祉課 玉川）

まず先に、2点目のほうのお話からさせていただきます。委員の御指摘のとおり、確かにちょっとわかりにくいような形になっておりますので、それがわかるような形で案を再度修正させていただきたいと思います。

○中坪委員長

委員長です。頭の4行についてはよろしいですか。もう一つのを何か。

○事務局（障害福祉課 渋谷）

事務局です。グループホーム建設等におけるコンフリクト、アセスメントの問題かと思うのですが、私の聞いた範囲では、数年前に知的障害者のグループホームを建設するときには周囲の理解が得られなくて、場所を移転してつくったために市境を超えてしまったというケースを聞いております。ただし最近なんですけど、精神障害者のグループホームを建築する話がございます、そのときは周囲の御理解は得られました。

あとは統計等を去年取ったものを最初に第1回のお渡ししたと思うんですが、その中で地域移行等に関する理解の度合いがどう進んでいるかという漠然とした見方なんですけど、若干理解は進んできているのかなという統計もありますので、再度分析して次回、そこら辺は報告できれば報告したいと思います。

○中坪委員長

はい、どうぞ。

○鈴木洋文委員

鈴木です。具体的なグループホームの建設を準備する段階での話なんです。グループホームをここで始めるにあたっては、行政から「地域住民の理解を得ておいてほしい」ということがあって、それはグループホームを建てる土地の周辺の町内会の方ですね。その町内会と接する町内会の、すべての町内会の構成員の全員に説明をして、どのような反応があったかということも含めて、理解を得るということを前提にして、申請をしてくれということです。町内会の三つだったかな、町内会の会長さんにまず説明して、その会長さんが町会を開くので、そのときに来て説明をしてくれというようなことがあって、その会はいつやるのかということ、かなり先だということで、わざわざそのための会をするわけにはいかないということでした。病院がかかわっているんで、病院のほうに町内会の人たちが来ていただいて、7人～8人に来ていただいたんですけども。「もし何かあったら、だれが責任を取るか」とかですね、この論理ですよ。「もし何かあったら、だれが責任を取るんだ」と、こういう論理があるんですよ。これを説得する論理はないんですよ。「もし何かあったら、だれが責任を取るか」です。私はそのときに、話を進める立場で「その責任の度合いの評価において、責任を取るということになるでしょう」と答えました。通じました、なんとなくですね。「もし何かあったときの責任」って、もし何かあったときの責任は、「だれが、どの程度、どんな形で、どのように負うべきか」ということを、前もってあらゆることを前提にするわけにはいかないから、そのことがあったときの状況において、やはり判断していくしかないし、できるだけそういうことはもちろんないように、スタッフとしては全力でかかっていきたいんだという話をしていたんですが、なかなかこの論理が出てくると、難しいところがあります。

○川島委員

川島です。法的根拠というのはどこにあるのですか。

○鈴木洋文委員

法的根拠はないんじゃないかと思います。ただ、法的根拠だけをね、前面にしていくと角が立つんですよ。そこで一緒にお互い新しく住居を建てて、グループホームを開設させたとして、そこで実際に暮らしていくわけですから、お互いに助け合いが必要なわけですね。最初から法律の問題だけで、うまくいかないですよ。

声なき声があるわけですよ、全員に個別に説明したわけじゃないですから。でも私たちは一応お知らせを、その中で全員に説明をしたというふうに、状況を理解したとして、説明している範囲についてはこういう説明をしたし、こういう反応もあったということの前

提にしてね。

前は、だから昔は、同意が必要だったという時代があったんです。同意書を取りつけるんですね。これはね、ほとんど不可能な時代だったんですけども、そういう時代から説明をして理解をしていただく説明をした。どんな説明をしたのか、どんな理解を得たのか、どんな意見があったのかということを含めて報告をしておくという記録をして報告をするということなんです。そういう中で進めてきたという経緯があります。

もう大変なわけですね。何百人も来たらどうしようかと思ったところです。7人～8人ぐらいの論客が来たので、論客については論理をもって対応するしかなかったんですけども、感情的なレベルになってくると、ここはやはり一番難しいところじゃないかなと思うので、そういう点で今、船橋は大分理解が進んできたなと思いますけども、非常に苦勞の多いところです。これからまた、説明をよくしていく。「話は知らなかった」とか、「聞いてなかった」とか、必ずそういう方もいらっしゃるしね。やっぱりこれから大変なところかなと思います。まだ具体的に立ち上がっていないですけど。大体そんなところです。

○中坪委員長

委員長です。ありがとうございます。お話のとおりなんですけれども、この施策の頭の、一番最初に書いてあるのは、大体が「障害の有無を問わず」手元の資料ですけど、「分け隔てられることなく、だれもが人としての尊厳が重んじられて、共に生きる社会の実現」みたいなことを書いてあるんですけど、現実はなかなか厳しいということなのですね。今のお話の中で感じ取っていただきながら、「だけれどもなお、だからこそなお、そういう社会を目指すんだ」というですね、そういう気持ちで一つになっているという理解をしていきたいなと思います。

○鈴木洋文委員

そのとおりだと思います。やっぱり差別なくね、障害がある人も共に生きていく社会でなくてはいけないということが、やっぱり前提としてね、総論として。

もうちょっと各論に近いところで、やっぱり具体的にいろんな説明をしたり、地域の住民の人たちとやり取りをしていると、そこに当たってくるわけですよ。住民の理解とか、一般的な理解も含めて、身近なところで進んでいるのかなという感触だってあることはあります。それだけはやっぱり言っておきたいなと思います。

○中坪委員長

昔と比べると大分よくなっている面もあるということも、しっかり受け止めたいと思います。個別、具体的なこういうことを一個一個、障害のある人たちの立場に立ってうまく解決していくことが、いずれ共に生きる社会の実現につながっていくんだというふうなことを、しっかり思っていないといけないのかなと思って伺っておりました。

今のお話を踏まえてですね、一般の方たち、私たちも含めてかもしれませんが、心のバリアフリーというのを、どちらの章で記載するかですね。非常に大きな問題だと思います。こちらでも、中に位置づけて挙げていくこともできると思いますし、先ほどの第6章で位置づけて書いていくということもあるかもしれません。そこら辺のついでの御意見があれば、ちょっとお出しただければと思います。

○山田委員

山田です。たびたびすみません。心のバリアフリーのところ以外のところ、総論のところ、総論のところで一点だけ。千葉県はせつかく障害者差別をなくすための条例を全国に先駆けてつくっておりまして、それは県ですけれども、フェイスに条例の相談員も位置しております。そういう意味でちょっと一言、この条例のことも触れていただいて、そして条例にも、「不当な差別的取扱い」の問題と「合理的な配慮」の件、この2点をしっかり押さえてつくった条例ですので、ちょっと一言触れていただく余地があるかなと。それを事務局に御相談したいというのが一点です。

○中坪委員長

委員長ですが。今、御要望ですので一応受け止めていただいて、書き込むかどうかも含めてですね、また検討いただければと思います。そういうことでよろしいですか。

○山田委員

はい。続けて、心のバリアフリーのほう、よろしいですか。山田です。「心のバリアフリー化の推進」のところを、私もこの「生活環境」の中で見せていただいたときに、ちょっと違和感を覚えました。杉井さんと同じように、ここに入っているということ自体が、ちょっと非常に重要な問題なので、やはりしっかり取り上げていただいたほうがいいのではないかと。むしろ差別の問題のほうがいいのではないかとということと。

その中身ですけれども、中身には人権教育、道徳教育を一般の子供たちや市民に対してやるという形のこと書いてありますが、心のバリアフリー化といえ、それこそ共に学ぶこと、共に育つこと、共に生きることという実践を通して、これ以上のバリアフリー化の推進はないと思います。ですから、もしこの中に書き込むとしたら、「交流および共同学習」とか、「保育園で共に育つこと」とか、「インクルーシブ教育の推進」、そうしたことをまず基本的にしっかり書き込んでいただいて、心のバリアフリー化ということを推進しようというふうにしていただきたいと思います。以上です。

○中坪委員長

第7章に移して、中の書き込みをもう少し豊かにといいいいのか、多分、全部かかっている話になるかと思しますので、一つ一つ、障害のある人たちのよりよき生活、暮ら

しを願えば願うほど、全部がかかわってくる話かと思えますので、どの程度のところまで書き込めるかは、ちょっと検討しないといけないかとは思いますが、お気持ちは多分そういうことだろうと思えました。ほかにはいかがでしょう。

○川島委員

川島ですが。今のお話の中で、バリアフリーの概念が社会的障壁を除去するという、障壁除去という、定義上そういうふうになると。そうしますと当然、心のバリアフリーというのは差別解消とか、権利擁護の文脈では総論的に扱うことができる内容だと思います。その一方で、教育とか居住環境とか、個別的にバリアフリーの問題というのが具体的な形で表れてくるところがあると思うのです。そこは各論で特に重要な部分については明記して、行政機関の役割等を書いていくということもありうるかと。そうしますと、例えば先ほどの論点ですと、施設コンフリクトという住民反対に対する行政機関の役割等につきましては、心のバリアフリーという見出しではなくて、そういうような形で計画の中に具体的に書く、住居への取り組みで書く、差別解消権利擁護の中では、差別の根源である偏見とか、ステレオタイプとかをなくす行政機関の取り組みという形で、心のバリアフリーを位置づけるということもありうるかと思えます。

○中坪委員長

委員長です。個別具体的な対応の中で、それにかかわって書き分ける。それからここでは総論的に全体にかかわることですので、それを網羅する形で書き分ける。そういうことかと思いますが、かなり御苦勞が、事務局には求められるかもしれません。可能な範囲で、そういう努力をしていただけたらということでしょうかね。

○山本委員

視覚障害の山本一郎です。私がいつも心がけていますことは、障害者もいろんな段階の人がいます。自分自身で町会へ訴えていけない人もいます。私のようにおしゃべりな人もいまして、私は自分みずからきちっとした生活をするように努力して、御近所の一軒一軒にその姿勢を見せていると。今、鈴木先生がおっしゃったのは本当にまったく僕も同感でして、しかしそれであきらめたらしょうがないので、あきらめたと先生は言うておられません、私は自分自身がぶつかっていつているのです。何も上手に言うことはないのです。やっぱり自分の生活を、できるところは僕も自分でやっています。やれる人は各町会に帰って、やっぱり障害者自らが訴えていかないと、この文章だとかスローガンだけではなかなか話はわかりませんので、僕は地道にぶつかっていかうと思っております。以上です。

○中坪委員長

委員長です。ありがとうございました。そういうことなのでしょうね。皆さんでこれもやっぱり大事にして、受け止めたいと思います。ほかにはいかがでしょうか。

○事務局（障害福祉課 玉川）

事務局です。皆様の御意見を伺っておりまして、心のバリアフリー化については、「生活環境」であるよりは、差別の第7章に盛り込んだほうがいいのではないかというお話でしたので、そのように持ち帰って検討させていただきたいと思います。あと、インクルーシブ教育とかも意味は同じなんですけど、それはあくまでもやはり教育の問題というふうなことです。その内容まで心のバリアフリー化の中に入れて記載するという事は、難しいのかなと考えております。以上です。

○中坪委員長

ほか、よろしいですか。杉井委員、よろしいですか。

○杉井委員

ぜひ、そういう方向で検討していただければと思います。

○中坪委員長

はい、ありがとうございました。あともう少しあるのですね。各論があるのですね。基本方針につきましては、今のところで一応協議のほうはとどめておきたいと思います。よろしいでしょうか。

残りの時間が、次の「現状と施策の方向性について」というところでございます。これ、説明をお願いいたします。

○事務局（障害福祉課 玉川）

事務局の玉川です。それでは課題（1）「差別の解消及び権利擁護の推進」について説明させていただきます。課題（1）「差別の解消及び権利擁護の推進」については、1. 障害者差別解消法に向けての取り組み、2. 権利擁護体制の検討、3. 障害者虐待防止ネットワークによる権利擁護の推進、4. 高齢者・児童虐待防止部門との連携の推進、5. 障害者虐待防止センターによる権利擁護の推進、6. 成年後見制度の利用の推進、7. ふなばし高齢者等権利擁護センターの利用の推進の、七つの施策を「差別の解消及び権利擁護の推進」として進めていくべき施策だと考えております。それぞれについての項目の内容・現状・施策の方向性という形で示させていただいております。

それでは「差別の解消及び権利擁護の推進」の施策について幾つか御説明をさせていただきます。

まずは、1 ページ目の項目 1 「障害者差別解消法施行に向けた取り組み」について御説明をさせていただきます。障害者差別解消法につきましては、平成 28 年 4 月 1 日施行となっておりますが、現在国において、国が示すべき障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針について策定中であります。国の動向を注視しながら、障害者差別解消法に向けた取り組みについて行ってまいりたいと考えております。

続きまして、2 ページをお開きください。項目 2 「権利擁護体制の検討」について御説明をさせていただきます。権利擁護体制につきましては、船橋市自立支援協議会にて権利擁護充実のための権利擁護体制について検討していただいております。引き続き、権利擁護体制の充実のための検討をしていただきたいと思いますと考えております。

続きまして、項目 3 「障害者虐待防止ネットワークによる権利擁護の推進」をごらんください。障害者虐待防止のために船橋市自立支援協議会・虐待防止対応連絡会議・個別ケース会議の 3 階層の虐待防止ネットワークを構築することにより、障害者虐待防止に取り組んでおり、引き続きこれらのネットワークによる連携・協力を図ってまいりたいと考えております。

続きまして、3 ページをごらんください。項目 6 「成年後見制度の利用の推進」について御説明させていただきます。成年後見制度の利用の推進として、必要となる費用を負担することが困難である人に対し、後見人等の講習等に全部または一部を助成することによる成年後見制度の利用の推進や、成年後見センターにおいて法人後見等の受託や成年後見制度の利用の相談を行うことによる、成年後見制度の利用の推進を行っております。引き続きこれらの施策を推進することにより、成年後見制度の利用を推進してまいりたいと思っております。

続きまして、課題（2）「行政サービス等における配慮」について御説明させていただきます。課題（2）「行政サービス等における配慮」については、1. 職員への障害及び障害のある人に関する理解の促進、2. 事業の実施における合理的な配慮の推進、3. 選挙における障害のある人への配慮の推進、4. 市議会の傍聴における障害のある人への配慮の推進の四つの施策を「行政サービス等における配慮」についての進めていくべき施策として考えており、それぞれについて項目・現状・施策の方向性という形で示させていただいております。それでは、これらの施策について説明させていただきます。

項目 1 「職員への障害及び障害のある人に関する理解の促進」につきまして、現状、障害のある人に関する理解の促進のため個別で行っていることについて、全庁的な取り組みについて推進してまいりたいと考えております。また、新規採用研修時に行っている人権についての講話や、車いす・視覚障害者体験の実施、障害者施設を含む福祉施設の実施体験については、引き続き行ってまいりたいと考えております。

続きまして、項目 2 「事業の実施における合理的な配慮の推進」につきましては、事業の実施において個別に行っている取り組みを拡大するよう推進していきたいと考えております。

続きまして、項目3「選挙における障害のある人への配慮の推進」につきまして、現状においても投票所のバリアフリーなど、投票環境の改善に努めておりますが、引き続き投票環境の更なる向上及び障害のある人への配慮ある対応を図ってまいりたいと考えております。

続きまして、項目4「市議会の傍聴における障害のある人への配慮の推進」につきまして、現状、本会議において傍聴のための車いす専用の席や、手話通訳者の派遣などを行っております。引き続き市議会の傍聴における障害のある人への配慮を推進してまいりたいと考えております。

続きまして、資料9をごらんください。こちらは第2次の計画進捗状況で、「差別の解消及び権利擁護の推進」の施策に当たる部分について抜粋したものです。こちらからも幾つか御説明させていただきます。

番号の1番をごらんいただきたいと思います。職員の研修として関係課における研修についての実施や、新規採用職員研修においての高齢者・障害者福祉の現場研修などについて行っております。

次に番号の5番をごらんください。人権擁護活動の推進として、成年後見制度の利用の際の費用に対する助成のうち、報酬助成をした件数についての実績を記載させていただいております。

続きまして、番号の6番をごらんください。権利擁護体制の検討として、船橋市自立支援協議会からの提言により、平成23年7月から成年後見支援センター及び平成24年10月から虐待防止センターが設置されました。

最後に、番号の8番をごらんください。市議会の傍聴における配慮といたしまして、車いす専用スペースを3席、ヘッドホン席を10席、また希望に応じて手話通訳者の派遣などを行っております。差別の解消及び権利擁護の推進についての、事務局からの説明は以上となります。

○中坪委員長

それではただいまの御説明への御意見、あるいは質問等があればお出しいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○伊藤砂智子委員

こんぼーるの伊藤です。最後のところ、「行政サービス等における配慮」というところの2番のところ、「現在行っている個別の取り組みの拡大」という言葉が出たのですが、ちょっと具体的なイメージがわかかなかったので、そのあたりを教えていただきたいことと。

あと、私なりにそのイメージを考えてきた中で、配慮という中で、「行政サービス等」と書いてあるので、行政から紹介されたりしてくる福祉サービス事業所も入っているのかなと考える中で、精神を取り扱っていますと、いろんな所に相談に行って、昔の入院の体

験とかを全部話して、ほとんど疲れているのですけれども、今は個人情報保護法なんかの問題があって、なかなか次の施設に情報が流れてこないという中で、相談支援にまわってきたときには、インテークするのも気の毒みたいな感じに疲れ果てている人がいまして、そのあたりも、個人情報保護法を遵守するためにやっているのかなと思ってしまうくらいに、もどかしいことがあります。

やはり合理的な配慮という中には、障害者の方が、先ほどの方がおっしゃられたように、とても自分でしゃべりたくてという方もいれば、その部分に関してはできるならしゃべりたくないという方もいらっしゃる中で、その中での個人情報とのかみ合いの中で、うまく連携していく。なるべく語意的にうまく連携してくれるところにちゃんと伝えていく。さきほどのバリアフリーにもつながるのですけれども、行政が情報を持っていながら、知らなかったがために援助ができないということもあると思うので、そのあたりをどこに入れたらよいかよくわからないのですが。ちょっとこれをもらった時点では、この2のところのイメージできなかった個別への取り組みの拡大ということを具体的にやる中で、もしそういうことが出てくるのであれば、具体的に挙げていただけたらと思います。

○事務局（障害福祉課 玉川）

事務局です。まず初めに「行政サービス等における配慮」の「行政サービス等」中に、福祉サービス事業所とかそういうものが含まれているかどうかというお話なのですけれども、それについては含んでいない。あくまでも市役所、市という形で計画案をつくらせていただいております。

あとは次の「事業の実施における合理的な配慮の推進」のイメージとしまして、障害者差別解消法において、「合理的な配慮」というように書かれているのですけれども、なかなか「合理的な配慮」というのはどういうものかというのが、なかなか難しく、国においても、基本方針でそれは示していくということでお話を伺っております。ただ基本方針についても、今現状、まだ策定されていないと。当初は平成25年度中には示されるという形で示されていたのですけれども、先日ちょっと国にまだ出ていないということの確認と、「国の基本方針、障害者差別解消法における基本方針がいつほど出される予定か」というのを電話で確認させていただきましたら、早くても平成26年度の秋ぐらいになるのではないかとのお話でした。

今現在、この計画案をつくらせていただくにおいて、では何を具体的にどういうものをイメージして作成したかといいますと、簡単に言いますと、例えば窓口に杖置きを置くとか、そういうふうな各課がそれぞれ行っている個別の取り組みというのを吸い上げて、それがはたして国が言っている「合理的な配慮の推進」に当たるかどうかという話は、ちょっとまた別の話なのですけれども、そういうような、各課がやっているような取り組みについて吸い上げて、それをできる限り庁内にフィードバックさせていただくという形をイメージさせていただいて、こちらの項目としては書かせていただいております。

○中坪委員長

委員長です。よろしいですか、今ので。ちょっと見えないところがありますか。

○伊藤委員

国がまだ出ていないということなので、こういう書き方しかないのかなど。

○事務局（障害福祉課 玉川）

具体的に「合理的な配慮」とはどのようなものか。どこまで示していくかという話にもよるのかもしれませんが、基本方針の中で示していくという形にはなっているのですけれども、今現在、国はまだ基本方針も出ていないという状況ではあります。できるものからやっていくという形で、「合理的な配慮」というのをやっていかないといけないということは確かだと思いますし、できる範囲で進めていくという考えを計画案の中でも示させていただければと思います、このような形で記載させていただいております。以上です。

○中坪委員長

とりあえず現状で、きょうのところはここまでと。ほかはいかがでしょうか。

○山本委員

視覚障害の山本一郎ですが。選挙のところですが、視覚障害者が選挙に行く場合、その前に候補者の広報を見る場合は、音声とか点字で大分よくなりました。経歴とかですね。それから投票所に行きましても、ボランティアの方、選管の方、それから案内板で音声も出ています。よくなりました。しかし視覚障害者も、私のように点字を書ける人はほとんどいません。終わって選管に聞いてみますと、10票から15票ぐらいだと。そうすると、無記名投票も無記名投票じゃないじゃないかと、非常に僕は疑問を持ちまして。

今、研究されているのが、僕も体験したことがあるのですけれども、ボタンを押す。いろいろな候補の名前が書いてありましてね、ボタンを押すと、「石川五右衛門」「徳川家康」「豊臣秀吉」と書いてあって、ボタンを押すと自分が入れやすい「五右衛門」とか「家康」、例えば「秀吉」に入りたいと思うと、ポンと押せば入るようになっているのです。それだと平均して公平だと思うので、そういうことも考えていただきたいと思います。以上です。

○中坪委員長

はい。選挙で名前を書くときにサポートをしてくれる方がいますよね。

○山本委員

います。サポートもいますし、代筆も二人横にいます。僕は点字で書きますので大丈夫

ですけれども。候補者も点字で書いて台の上に置いてありますので、それは心配ありませんが。点字で書いても、やはり書けない人が二人にわかっちゃうといやだという人もいますので、それでちょっと話してみたのです。以上です。

○中坪委員長

わかりました。ということです。

○事務局（障害福祉課 玉川）

選挙において、山本委員のおっしゃるような機械を導入ができるかどうかはちょっと難しいところもあるかと思いますが、そのような形で御意見、御要望があったということは、選挙管理委員会に伝えさせていただきます。以上です。

○中坪委員長

まだほかにありそうですね、きっとね。どうでしょうか。時間が4時をちょっと回りました。このあと、また会議が予定されているのだそうです。ですので、終わらないといけない時刻になってまいりました。それぞれ委員の方々には御意見等がおありだと思いますが、前回と同様で、メール等で事務局に意見をお寄せいただくというような形で、きょうのところはまた時間切れということも含めて、お許しいただければそういうふうにしたいと思いますが、どうでしょうかね。よろしいでしょうか。

○島田委員

一言だけ。

○中坪委員長

はい、一言。

○島田委員

職員の研修で、ぜひハローワークさんと提携して、会社への先生の研修の場を設けていただけると、私はよろしいかと思えます。特別支援学校のお子さんが実習に来る前に、夏休みに先生が一回研修をやっておくと、学校で練習をして実習に来る。そういう場というのが、ある程度これから必要になってくると思えます。私のいた会社でも例として、ハローワークさんとかかわらないと、そういう実習をできないものですから、ぜひ、そういう研修もあります。先生も忙しいのですけれども、よろしいかと思えます。以上です。

○中坪委員長

施策のこの中に加えるかどうかはおいて、御意見として承っておきます。よろしいでしょうかね。

それから、自分が一つだけ申し上げて終わりにしますが、きょういただいた「生活環境」という資料を拝見していて、5ページの一番上の5、「段差等の解消」と書いてあります。項目の言い方です。8番目は「人にやさしい歩道への整備」と書いてあります。「段差の解消」も、考えによっては8番と同じ言葉でくくられる内容かと思いますので、表現のレベルが少し違うものが並んでいるような感じもします。そんなようなことも、最終的にこれが一つの形として、市民の方たちに示されていくこととなりますので、文言等のそういう意味合いのところも含めてですね。中身の問題ではありません。また御意見等があればお寄せいただいて、まとめ方等についても多少の変更がこれからもあるかもしれないということで、お考えいただいたらどうかというふうに思って、余計なことを申し上げました。

ということで、ほかになれば。5分超過ですね。協議はこれで終了させていただきたいと思います。よろしいでしょうか。では事務局から何かありましたらお願いいたします。

○事務局（障害福祉課 玉川）

事務局です。最後に次回開催についてですけれども、9月の中旬以降を予定させていただいております。開催日時・議題については、また改めて御連絡をさせていただきたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。また、この会議開催後に臨時の自立支援協議会を開催させていただく予定ですので、自立支援協議会の方におかれましては残られるような形でお願いさせていただきたいと思います。事務局からは以上でございます。

○中坪委員長

ほかにはよろしいでしょうか。なければ、時間が超過したのは私の不手際ということでお許しいただきたいと思います。本日の会は、これを持ちまして終了とさせていただきます。どうもありがとうございました。

○一同

ありがとうございました。